

令和7年度 川辺町放課後児童クラブの入所について

川辺町では、昼間就労等により保護者がいない家庭の児童に対し、適切な遊び・生活の場を与え、その健全な育成を図るために、町内4箇所で、授業終了後や長期休業日等にお子さんをお預かりしています。児童クラブを利用するには、町が定める入所条件を満たし、入所決定を受けることが必要です。

令和7年度の入所を希望される方は、この案内をよくお読みいただき、申込みをしてください。

(※年度途中の入所を希望される方や、長期のみ利用したい方も同時に申込みをしてください。)

1. 入所条件

町内の小学校に就学している児童で、保護者等※1が次のいずれかの理由により、家庭で1ヶ月のうち原則15日以上、もしくは週3日以上、昼間※2の保護ができません、その状態が継続すると認められる児童。

※1 70歳未満の祖父母と同居している場合にも、利用には下記の理由を必要とします。

(同居には、同一住所の世帯分離、敷地内・隣地別居を含みます。)

※2 保護者及び祖父母の帰宅時間が午後4時以降になること。

ただし、長期休業日の利用の場合は帰宅時間を正午以降とします。

- ・居宅外で就労している。
- ・妊娠中及び出産後（産前6週間の属する月の初日から、産後8週間の翌日の属する月の末日まで）
- ・学校または職業訓練校に在学している。
- ・病気、負傷、心身に障がいがある。
- ・同居の親族を常時、介護又は看護している。
- ・その他事情がある場合はお問い合わせください。

※上記に該当しても、児童クラブ管理運営上または生活指導上支障がある、または身体虚弱等のため、預かりができないと教育委員会が判断した場合は、利用をお断りすることがあります。

※過去に児童クラブ利用料の滞納がある場合は利用できません。

また、利用料の支払いが3ヶ月滞った場合は退所していただきます。

2. 開所する時間、休業日

- (1) 授業日 下校～午後6時まで
- (2) 土曜日 午前8時～午後6時まで
- (3) 長期休業日 午前8時～午後6時まで

※長期休業日に限り、午前8時からの預かりでは、お仕事等に間に合わないご家庭は早朝保育をご利用いただけます。 ※早朝保育は午前7時30分～午前8時です。

早朝保育の利用可否については、就労証明書等の内容にて決定します。

長期休業日中の土曜日は、通常の土曜日の扱いと同様に午前8時からの預かりとなります。

- (4) 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は休所となります。
- (5) その他、都合により児童クラブを開所しない場合があります。

3. 利用プラン及び利用料金

(1) 通年利用（長期休業日を含む）

月～金 月額4,000円 8:00～18:00

月～土 月額6,000円 8:00～18:00

※通年利用の方で、長期休業日に早朝保育の申し込みをされた場合は、次のとおり料金が加算されます。

早朝保育利用期間	利用料加算月	加算額
春休み（4月）	4月分	200円
夏休み	8月分	1,400円
冬休み	1月分	200円
春休み（3月）	3月分	200円

(2) 長期休業日のみ利用（土曜日及び始業式や終業式等の式日は利用できません）

	8:00～18:00	7:30～18:00
春休み（4月）	1,600円	1,800円
夏休み	10,000円	11,400円
冬休み	1,600円	1,800円
春休み（3月）	1,600円	1,800円

①月の途中で入退所の場合も規定の利用料がかかります。（日割りはしません。）

②要保護及び準要保護世帯又は同時に2人以上利用している場合、利用料の減免対象となります。

減免を受ける場合、申請が必要です。対象者の方へは改めてご案内いたします。

※2人以上利用している場合の減免には所得制限があります。

4. 開所場所と定員

クラブ名	場所	定員	対象児童
西児童クラブ	白扇酒造様前	40名	西小学校
西小学校児童クラブ	西小学校内	30名	西小学校
東児童クラブ	B&G海洋セカ-	40名	東小学校
北小学校児童クラブ	北小学校内	30名	北小学校
夏休み児童クラブ（夏休みのみ）	中央公民館内	25名	全学校

(1) 西児童クラブと西小学校の分けについて、希望は取っておりません。

兄弟姉妹は同じクラブになるよう配慮します。

(2) 土曜日は、西児童クラブで合同預かりをしておりますので、送り迎えをお願いします。

土曜日以外も、人数の関係で、合同になる場合があります。

(3) 西小・北小学校の春休みのクラブは中央公民館内和室で行いますので送り迎えを

お願いします。（入学式の準備等で小学校が利用できない為です）

(4) 長期休業日の早朝保育は、中央公民館和室で行う予定です。

通年利用の方で、長期休業日に早朝保育を希望される場合、その期間は既存のクラブから場所が変更になりますのでご了承ください。

5. 入所の申込みについて

(1) 書類の受け取り

令和7年度の入所を希望される方は、次の場所で必要書類を受け取ってください。

＜各児童クラブ・川辺町教育委員会＞

川辺町のHPからもダウンロードできます。

(2) 申込み方法

- ・受付場所 川辺町教育委員会
- ・受付時間 8：30～17：15まで
- ・受付期限 **11月1日（金）～12月13日（金）＜厳守＞**
- ・提出書類 (※土日は除く)

この期限を過ぎた場合は、当初の選定に入れませんので、ご注意ください。

①入所申請書（児童1人につき1枚）

現在利用している児童についても、改めて申請が必要です。自動更新はしません。

②留意事項確認書兼同意書（入所申請書裏面）

③入所要件確認書類（保護者等1人につき1枚）

- ・就労要件→就労証明書
- ・就労要件以外→お問い合わせください。

保護者等すべての方の証明が必要です。

父母以外の保護者等がいる場合には、必要枚数を申し出てください。

6. ご注意

- (1) 申請書類に不備・偽りがあると認められる場合は利用できません。
- (2) 受付期間内に定員を超える利用申請があった場合は、保護者等の就労状況や学年等の要件にて優先順位をつけさせていただきます。定員を超えた場合は「待機」となる場合がありますので、あらかじめご承知ください。
- (3) 利用については、お子さんを含めご家族でよく相談した上で必要かどうかを検討してください。
- (4) **利用決定者向け説明会を開催する予定です。初めて児童クラブを利用する方、相談事がある方等、ご参加いただければと思います。**改めてご案内いたします。

【問い合わせ先】川辺町教育委員会 TEL0574-53-2650（直通）

